

人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議 開催要綱

1 趣 旨

我が国においては、少子・高齢化の進展に加えて、高年齢者雇用安定法により高年齢者雇用確保措置が義務づけられていることなどにより、労働者の高年齢化が一層進むものと予測されている。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）」において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれるとともに、「成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）」において「高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する」ことが盛り込まれるなど、高年齢労働者がこれまでに蓄積した知識や経験等を活かして活躍できるよう、高年齢労働者の労働災害を防止すること、また、予防的観点からの労働者の筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等が重要な課題のひとつとなっている。

労働災害による休業4日以上死傷者数について見ると、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年においては、4人に1人が60歳以上という状況になっている。また、脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた一般健康診断における結果の有所見率は全労働者の半数を超え、関連する疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなるほか、事故の型について見ると、労働者の高年齢化の影響もあって、転倒災害や腰痛が増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、本会議では、高年齢労働者の安全と健康に関して幅広く検討する。

2 検討事項

- (1) 高年齢労働者の特性に配慮した効果的な安全衛生教育のあり方
- (2) 高年齢労働者の労働災害防止に向けた安全対策について
- (3) 高年齢労働者の健康確保対策について
- (4) その他

3 構成等

- (1) 本会議は、安全衛生部長が開催する。
- (2) 本会議の専門家等の構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 本会議には座長を置き、座長は本会議の議事を整理するとともに、必要に応じて座長代理を指名することができる。
- (4) 本会議の構成員は、必要に応じ追加することができる。
- (5) 本会議での議論を踏まえ、必要に応じてヒアリングの実施や構成員の追加を行うものとする。
- (6) 本会議は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業の秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては非公開とすることができる。

4 スケジュール（案）

- 令和元年8月頃 第1回検討会
令和元年9月頃 第2回検討会
令和元年10月頃 第3回検討会
令和元年12月頃 第4回検討会（中間取りまとめ）

5 その他

本会議の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び労働衛生課において行う。